

第 7 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

平成 3 0 年 2 月 1 5 日 開 会

平成 3 0 年 2 月 1 5 日 閉 会

米沢市農業委員会

平成30年2月15日(木)午後2時00分 米沢市農業委員会第7回定例総会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(19名)

1番	伊藤精司	委員	8番	佐久間英之	委員	15番	大橋久芳	委員
2番	小関善隆	委員	9番	上村貞義	委員	16番	山王堂民榮	委員
3番	江口益美	委員	10番	古畑功一	委員	17番	大野澤進	委員
4番	遠藤伊一	委員	11番	高橋秀治	委員	18番	鈴木晃子	委員
5番	樋渡由美	委員	12番	菅野英一郎	委員	19番	田代昇一	委員
6番	二宮啓一	委員	13番	我彦正福	委員			
7番	高橋信夫	委員	14番	高橋祐弘	委員			

欠席通告委員(なし)

遅刻通告委員(なし)

会議に出席した事務局職員(5名)

事務局 長	町田 和利
事務局 長 補 佐 兼 農 政 振 興 主 査	目 崎 秀 也
主 査	水 谷 春 栄
主 査	仁 科 恭 浩
主 査	渡 部 史 紀

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可について |
| 議第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第5号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について |
| 議第6号 | 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について |
| 議第7号 | 米沢農業振興地域整備計画の変更について |

2. その他

- 今後の農業政策に対する提言について
「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見の提出について

開 会 午後2時00分

目崎補佐 ご苦労さまです。ご案内の時間より若干早いんですが、皆様お集まりですので、ただいまから第7回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、7番 高橋信夫委員のご発声でよろしくお祈いします。

(唱和)

ありがとうございました。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さんご苦労さまです。

2月7日の置賜委員交流会には多くの皆さんに出席していただきまして、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。その次の日、ここに鈴木晃子さん、我彦さん、指導農業士の方がおられますが、指導農業士の40周年記念大会というのが天童で行われまして、私も参加させていただいたわけですが、つや姫の宣伝大使、阿川佐和子さんという方の講演がありまして、普通講演というとなんか眠たくなったりあんまり聞かないんですが、なかなか阿川さんの話がおもしろくて、多分晃子委員も我彦委員も寝ないで聞いているかと思いますが、大変知事とのやり取り等もあっておもしろかったなということで、特に、テレビで「陸王」という番組、スポーツシューズの番組があったわけですが、その中で、おばさん役で出たということで、役所 広司さんが主演ということではありますが、そういった番組の後に打ち上げをやるそうです。そして大体、阿川さんは初めてだったので、役所さんにどのぐらい、打ち上げのときに記念品を出すか聞いたそうです。そしてスタッフの人に配るそうなんですけれども、どのぐらいやればいいんだというか、阿川さんは、5万円の商品券2本ぐらいならいいんじゃないかと役所さんからアドバイスをいただいたそうですが、食事券ではつまんないなというようなことで、つや姫とサクランボのセットで2万円というのを5本だけ準備してたそうです。そしたら、もらった人が大変喜んで、ほかの人たちが食事券とかいろいろ小物だったりいろいろあるわけですが、阿川さんはつや姫とサクランボ2万円セットということで、私も欲しい私も欲しいということでもかなり好評だったというような話から始まって、いろいろあったわけで、そういったつや姫大使であるわけではありますが、そして山形県のいろんな産品を宣伝してもらっているということに本当に感謝申し上げたいなと思ってきたところであります。

そういったことで、知事もつや姫の後の雪若丸についても本当に力を入れてやっていくということ、決意を申し述べておりましたので、皆さんでま

たよいコメを作って、つや姫に続く雪若丸ということで頑張っていきたいものだなと思います。

きょうは、このまま定例総会ということで、今まで本当に大雪だったり大変厳寒というか寒かったりして大変だったわけですが、米沢については、積雪においては通常ではないかなと思っております。そういうことで、今後、来週あたりもまだ寒波が来るというような予報ではありますが、けが等体調管理に十分注意なされて、農業委員会活動、仕事に頑張ってくださいと思います。きょうは定期総会もありますので、審議のほうよろしくお願ひしたいと思います。

きょうは大変ご苦労さまです。ありがとうございます。

目崎補佐

ありがとうございました。

これより議事となりますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が務めることになっております。会長に議事の進行をお願いいたします。

議長

それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はありませんので、全員出席であります。よって、去る2月9日に通知しました米沢市農業委員会第7回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、14番 高橋祐弘委員、15番 大橋久芳委員を指名させていただきます。

それでは、早速議事に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からございませんか。

目崎補佐

(挙手)

議長

目崎補佐。

目崎補佐

議案の訂正を2つお願いいたします。

まず、1つ目でございますが、5ページ、第2号の農地法第3条第1項の規定による許可の受理番号131号、〇〇さんの案件でございますが、申請理由を、年金から経営規模の縮小ということに訂正をお願いいたします。「経営移譲年金の受給のため」となっております理由を「経営規模縮小」ということに理由をお願いいたします。

もう一つでございますが、11ページ、議第6号贈与税の納税猶予に関する農業経営証明についての受理番号1の〇〇〇〇さんの案件でございますが、住所の〇〇の次に「〇〇」というのを入れていただきますようお願いいたします。〇〇の次に「〇〇〇〇」ということでお願いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、1の提出議題から進めさせていただきます。報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議長 仁科主査。

仁科主査 報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地につきまして、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明いたしましたので報告いたします。受理番号61から62号の計2件でございます。田1筆、48㎡、畑1筆、370㎡で、合計2筆、418㎡です。

受理番号61号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は明治時代です。申請理由は、明治時代から建物が建っており、現在も宅地として利用しているためです。

受理番号62号 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から山林への転用です。転用年月日は昭和53年ごろです。申請理由は、昭和53年ごろより植林し、山林となっているためです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありますか。

全委員 なし。

議長 ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査 (挙手)

議長 水谷主査。

水谷主査 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、申し上げます。このことについて、農地賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため、委員会に付議いたします。

受理番号59号から85号まで計27件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田111筆 151, 395.91㎡、畑14筆 3, 045.00㎡、合計125筆 154, 440.91㎡です。

受理番号77号 貸人 ○○○○、相続人 △△△△、借人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号78号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号79号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号80号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号81号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号82号 貸人 ○○○○、△△△△、借人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号83号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号84号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号85号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号131号から143号までを上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

水谷主査
議 長
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、申し上げます。

下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため、委員会に付議いたします。

受理番号131号から143号までの計13件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田66筆 72,773.00㎡、畑23筆 10,357.66㎡、計89筆 83,130.66㎡です。

受理番号131号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営規模縮小のためです。

受理番号132号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小です。

受理番号133号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による新規就農者との賃貸借です。

受理番号134号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号135号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号136号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号137号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号138号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号139号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号140号 貸人 ○○○○、△△△△、借人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号141号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号142号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号143号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

以上、ご審議のほうよろしくお願いたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。
131号。

15番 (大橋久芳委員 挙手)

議 長 15番 大橋委員。

15番 15番 大橋です。
私から、131号と139号、140号を説明申し上げます。
131号は、親子間の使用貸借であります。〇〇〇〇さん、先ほどいろいろな方と解約ありましたが、今後息子さんのほうに任せるということで、特に問題ないと思われます。よろしくお願ひしたいと思ひます。
139号、140号は、〇〇〇〇さんとの新たな賃貸借になります。今までは△△△△で借りておりましたが、今まで大豆等そういう転作作物を作っていました、一度水田に戻したいというようなこともありまして、〇〇〇〇さんのほうをそれを引き受けていただきましたので、特に問題ないと思われますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 132号。

16番 (山王堂民榮委員 挙手)

議 長 16番 山王堂委員。

16番 はい。132、141、142について、会長にかわってご説明いたします。
132番は、〇〇〇〇さんが前から借りていた農地でありまして、転作に牧草を作付していたということで、きのうたまたま〇〇さんと会って、また、これは会長が事前に調べた案件なんですけれども、実際にお聞きしましたので、その報告をいたします。所有者から、買って活用していただけないかと相手方からの要望で、断られなくて、引き受けることとなったところです。
あと141番、これも借りていた農地を〇〇〇〇さん、〇〇の次男さんで、農業を継ぐということで、農地を買い受けて、農業をなさるとのことでした。
142番同じ案件で、〇〇さんが借りていたところです。次男さんで、長男さんは前回お世話になった普及所の先生であります。

議 長 133番。

10番 (古畑功一委員 挙手)

議 長 10番 古畑委員。

10番 10番 古畑です。
133番の御説明をいたします。
133番は〇〇〇〇さんという方の田んぼなんですけれども、去年休耕地にしていまして、今回新規就農する△△さんが借り受けて、ここでソバを作

りたいということでしたので、大丈夫だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長

134番。

12番

(菅野英一郎委員 挙手)

議 長

12番 菅野委員。

12番

12番 菅野です。

〇〇〇〇さん、△△△△さんにお伺ひして聞いてきました。この土地は義理のお父さんの〇〇〇〇さん、近所の△△さんが借りていた土地をちゃんと畑にしたいということで、〇〇〇〇さんが農地ロンダリングみたいなものできれいにしたいということでございます。

136番、〇〇〇〇さん、△△△△さんに聞いてきて、これは売買で、〇〇〇〇さんが病気になりまして、農地を処分したいということで、なかなか買い手がなかったんですが、△△△△さんをお願いすることになったことです。

裏のページの143番、貸人 〇〇〇〇さん、借人 △△△△です。△△△△さんは、新規設立しました〇〇地区の農業組合法人でございます。ここに、〇〇さんの土地にソバを作るということでお借りしました。田んぼのほうは個人で皆作業をしておりますが、ゆくゆくこれをきっかけに全部一緒にしたいということなので、間違いのないと思いますのでよろしくお願ひします。

議 長

135番。

13番

(我彦正福委員 挙手)

議 長

13番 我彦委員。

13番

13番 我彦です。

135番の渡人の〇〇さんは、以前〇〇、今回購入する△△さんの隣に住んでいたんですけども、〇〇のほうに引っ越したということで、隣の△△さんに田んぼを買ってほしいということで、特に問題はないと思われます。よろしくお願ひします。

議 長

137。

19番

(田代昇一委員 挙手)

議 長

19番 田代委員。

19番

19番 田代です。

137番につきまして、調査報告をします。

2月1日、渡人の〇〇さん、受人の△△さん、双方とお会いしたいなと思っってお電話申し上げましたが、渡人の〇〇さんは現在自宅には住んでおられないということでありまして、受人の△△さんからいろいろお話を聞きました。〇〇さんにおかれましては、農地は所有しておりますが未農状態で、い

ろんなところにお貸しなされているということでありました。受人の△△さんは〇〇地区に住んでおられて、農地面積にはナスや野菜等を植え付けていると。今回の件につきましては、渡人の〇〇さんから懇願されて求めるということになったそうでございます。購入された後はソバを植え付けて、本人は〇〇地区に住んでいますので、地区のソバ振る舞い等に提供したいなというお話でありました。調べた結果、問題なしかなと思いますので、よろしくお願いたします。

議 長
2 番
議 長
2 番

ご苦労さまです。

(小関善隆委員 挙手)

2番。

138番について、ご説明申し上げます。

〇〇〇〇さんと△△△△さんに話を聞きました。〇〇〇〇さんについては、△△△△さんが作っておったんですけども病気、体を悪くしまして耕作をやめるといようなことを言っていました。それで解約をして△△△△さんに作ってもらうということで、後で出てきますけれども、〇〇〇〇さんが△△△△に作ってもらうということになっておりますので、その関係上、△△△△にお願いしたということでありますので、問題ありません。よろしくお願いたします。

議 長
1 2 番
議 長
1 2 番

それでは、受理番号131号から143号までについて、意見並びに質問はございませんか。

(菅野英一郎委員 挙手)

12番。

12番 菅野です。

今、133番、まるっと和尚様のような名前なんですけど、これ和尚様が耕作するのね。

1 0 番
議 長
1 0 番

(古畑功一委員 挙手)

10番。

新規就農ということで、〇〇さんは、〇〇の住職なんですけれども、その近くの方がもう1人同じ人の土地を借りて田んぼを作るわけなんですけれども、その人と一緒に寺でそばを食べさせたいということで、作りたいということをやったものですから、こういうとおりになったと思います。

1 6 番
議 長
1 6 番

(山王堂民榮委員 挙手)

16番。

今のことについて、ちょっと補足させていただきます。

〇〇さんは、きのうもお会いしてきょうもお会いして、きのうはソバの種をうちのほうから30キロほど持って行って、22.5キロか、持っていつ

て、きょうはなんだかんだとうちのほうに来て、いろいろ話したいということであらっしゃって、意欲満々で、やっぱりソバを作って檀家さんに振る舞ったりいろんなことをやりたいという夢を持っていらっしゃる方です。以上です。

毎日来て大変。そして、〇〇の近くで、もしかするとうちのほうでタッチするようになるかもしれませんということで。ただ、刈る人はもう当たってみたいで、全部。荒らさないと思います。

議 長

そのほかございませんか。

1 5 番

(大橋久芳委員 挙手)

議 長

1 5 番。

1 5 番

1 5 番 大橋です。

第3ブロックのほうでちょっと話出まして、〇〇〇〇さんに関してなんです、規模をかなり拡大して頭数もふえてくるというようなことで、これから先、飼料作物等かなり必要になってくるというようなことだと思います。事前に〇〇〇〇さんのこれからの頭数とか、どのくらい飼料作物の面積が必要なのかということをおある程度事前に私たちのほうに教えていただいて、〇〇〇〇さんは、やっぱりこれからある程度応援していかなくちゃいけないというようなことだと思いますので、そういった観点から、これから必要な面積等、飼料作物の、そういったことを把握した上で応援していくということで、今現在だと、虫食い状態という大変な言い方ですが、あっちこっちにある田んぼで、〇〇〇〇さんも大変だと思いますので、何ぼかのまとまった農地を提供できるような手段も考えたらどうだというような意見が出まして、そういったことを上郷さんのほうから少し何か情報等ありましたら、事務局のほうと照らし合わせながら、少し考えていったらどうだということ意見出ましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

1 2 番

(菅野英一郎委員 挙手)

議 長

1 2 番。

1 2 番

〇〇〇〇さんは今500頭を搾っているのかな、それを1,500頭まで搾りたいということです。それと育成がおりますので結構な数になると思います。牛舎も2カ所で今構えておりますので、〇〇のほうは育成専門でございますので、面積はある程度まとまれば作っていくということですので、この間、〇〇の案件で、進めてほしいということで、私鈴木甚助推進員と電話しまして、ちょっと進めているところです。かなり面積はふえると思いますので、心配してもらってありがとうございます。以上です。

1 5 番

(大橋久芳委員 挙手)

議 長

1 5 番。

1 5 番 そういうことで、今カメムシ等とかそういう被害ということもありまして、
そういうことをうまく農家が共存できるような方法、そういうのもお願い
したいと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 その件に関して、13日、同席なされた方もおられますが、〇〇〇〇さん
のほうから、今菅野委員から出たように、今搾乳しているのは500頭、将
来は1,500頭にするんだというようなことで、農業委員会、農林課さん
も含めて、遊休農地あるいは保全管理等を紹介していただきたいというよ
うなことを事務局なり我々のほうにありましたので、農業委員会としては、カ
メムシ対策なり雑草対策なりをきちんとして欲しいということを再生協議会
に申し入れしておりますので、今回の総会資料にはきちんとかメムシ対策な
りをするというようなことを明記しておりませんが、なお、私のほうからも
〇〇〇〇さんには、周りにそういう迷惑をかけないようにしてよろしくお願
いしますというようなことを言ってきましたので、なおつけ加えて。

我彦さんのほうにも遊休農地、15町歩ぐらい、今検討中だなんていう話。
（「そうです。はい」の声あり）そういったことで、遊休農地解消にはかな
り頑張ってもらっておりますので、その辺は大変いいわけですが、今申し上
げたように、カメムシ等とか雑草とか、そういった対策についてはきちん
と。社員数もふやしているから、余裕があるから今度やるというようなことを社
長みずから言うておりますので、多分大丈夫だと思います。

あと集約化というか団地化みたいなのでいけば、なおいいわけでは
ない。

関連で何かあったら、皆さんのほうで、いろいろ出してもらって。

面積は何ぼまでいるなんていうことはわかんねよな。はっきり言わなかつ
た。だけど足りない足りないとは言うから。（「あと2年は拡張すんだべ」
「いや、何ぼでもできる」の声あり）

8 番 （佐久間英之委員 挙手）

議 長 8番。

8 番 8番 佐久間です。

先ほど第3ブロックの大橋代表のほうから話あったわけでありましてけれど
も、応援していかなくちゃならないというようなことを大橋さん2回もおつ
しゃいまして、大変いいことだと思いますけれども、平坦地においての話し
合いも、〇〇〇〇さんの、特にデントコーンについてはかなりな迷惑をこう
むっている地区もありますので、先ほど会長のほうからその件についても話
し合いをしてきていただいたというようなことですが、何ぼでもふやすとい
うようなことで、各地区に、各地区の委員さんのほうに事前に3条とか集積
の案件行くわけでありましてけれども、何を作付してやるのかというようなこ
とをよく確認をしていただいて、もしデントコーンとかであれば悪いという

ことに決定いたしました。

次に、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事
議 長
渡部主事

(挙手)

渡部主事。

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について。受理番号62号の計1件でございます。畑のみ1筆 46.00㎡、合計も同一でございます。

受理番号62号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地の拡張です。こちらは1種農地で、既存施設の拡張です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長
1 1 番
議 長
1 1 番

この件について調査された委員は、調査結果について説明をしてください。
(高橋秀治委員 挙手)

11番 高橋委員。

11番 高橋です。

62号について説明をします。

受人の○○○○さんとお会いして、お話を聞いてきました。渡人の△△△△さんから譲り受けて、自宅の通路として使いたいということです。現地確認のほうは、雪がありましたが、実さんが除雪機で除雪してあって、事前着工等ありませんでしたので、問題ないと思われれます。よろしくお願します。

議 長
全 委 員
議 長
全 委 員
議 長

ただいまの受理番号62号について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号62号について、許可することに異議ありませんか。

異議なし。

異議がないので、受理番号62号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から19号までを上程します。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査
議 長
仁科主査

(挙手)

仁科主査。

議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18

条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号1号から19号までの計19件でございます。内容につきましては、相対による売買が3件、相対による新規賃貸借権設定が14件、同じく相対による賃貸借権の再設定が2件でございます。土地等の詳細につきましては記載のとおりでございます。

この筆数、地積につきましては、田108筆 163,743.91㎡、畑9筆 1,511㎡、合計117筆 165,254.91㎡でございます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、△△△△、借人 ○○○○、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号18号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

この案件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号1号から19号までについて、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号1号から19号までについて、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第5号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題いたします。

それでは、受理番号1号から4号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査

(挙手)

議 長

仁科主査。

仁科主査

議第5号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により、委員会に付議いたします。

本件につきましては、先の農地法3条及び農用地利用集積計画によるものでございます。

受理番号1号から4号までの4件で、この筆数、地積につきましては田のみ35筆 79,468.00㎡、よって合計も同様でございます。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積

につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号2号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号3号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号4号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定（期間借地）です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号1号から4号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号1号から4号について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第6号 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局から説明をお願いします。

水谷主査
議 長
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第6号 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について。農地の生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予の適用の更新をするため、引き続き農業経営を行っていることの証明願がありましたので、農業委員会の可否を求めます。

受理番号1号から6号までの計6件です。

申請人の受贈者、贈与者の氏名は記載のとおりです。

受理番号1号 申請人 ○○○○ △△△△、贈与者 ○○○○、贈与年月日 昭和50年1月31日。

受理番号2号 申請人 ○○○○ △△△△、贈与者 ○○○○、贈与年月日 昭和53年10月30日。

受理番号3号 申請人 ○○○○ △△△△、贈与者 ○○○○、贈与年月日 昭和56年11月28日。

受理番号4号 申請人 ○○○○ △△△△、贈与者 ○○○○、贈与年月日 昭和62年5月28日。

受理番号5号 申請人 ○○○○ △△△△、贈与者 ○○○○さ、贈与年月日 平成17年3月11日。

受理番号6号 申請人 ○○○○ △△△△、贈与者 ○○○○、贈与年月日 平成23年6月13日。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果についてを説明してください。それでは、受理番号1号から6号までを上程いたします。受理番号1号。

8 番 (佐久間英之員 挙手)

議 長 8番。

8 番 8番、六郷、佐久間です。

受理番号1号について、○○○○さん、△△△△さんともども営農なさっているのも確認をしておりますので、問題ないと思われます。以上です。

議 長 2号。

10番 (古畑功一委員 挙手)

議 長 10番。

10番 10番古畑です。

○○○○さんですけれども、間違いなく田んぼと畑をやっておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

議 長 3号。

9番 (上村貞義委員 挙手)

議 長 9番。

9番 9番上村です。

3号、あと5号、2件について説明申し上げます。

3号の○○さん、5号の△△さん、ともに○○在住の果樹専業農家です。お二人から話を聞きまして、納税猶予について確認しております。2人とも仕事を一生懸命やっておられまして、問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 4号。

4番 (遠藤伊一委員 挙手)

議 長 4番。

4番 4番の大字木和田の○○○○さんとお父さんの△△さんですが、現在、納税猶予の指定を受けておりますけれども、息子さんの○○○○さん、病氣療養中であり、現在耕作ができない状態になっております。それで、事

務局ともいろいろ打ち合わせをして、第三者の方に〇〇さんが耕作している農地を借りるということでもこの猶予の対象が受けられるかということで、いろいろお聞きをしながら進めてきまして、それでも大丈夫だということを確認されましたので、〇〇さんの耕作している農地は、全て地元の〇〇地区の4名の方にことしの4月から耕作をしていただくということで決定をしておりますので、耕作放棄はせず全て耕作するという形をとりました。それで、問題はないと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

6号。

1 4 番

(高橋祐弘委員 挙手)

議 長

1 4 番。

1 4 番

1 4 番高橋です。

受理番号6号についてご説明申し上げます。

受贈者の〇〇〇〇さんですが、〇〇と△△のほうに農地を持っておりますが、地区でも一番の農作業の早い人で、間違いなく一生懸命農作業をやっておりますので、問題ありません。よろしくお願ひします。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいまの受理番号1号から6号までについて、意見並びに質問はありますか。

4号の第三者が作っても納税を受けられるというような、事務局からちょっとその辺詳しく説明お願ひします。

水谷主査

(挙手)

議 長

水谷主査。

水谷主査

受理番号4号の〇〇さんの件については、昨年の中間ころに窓口にお越しいただいて、息子さんが今ちょっと体調を崩しているということで、猶予を受けているので、第三者に作っていても猶予を受けられますかということで相談にはお見えになったことがございます。それについて税務署に確認したら、中間管理事業、集積事業、個人を通しての貸し借りは可能ではないんだけれども、集積事業あるいは中間管理事業、農地所有適格法人の組織に貸すということであれば、特定貸付制度活用であれば猶予できる。受贈者が本来作りたくても体を壊して作れなくなったという、そういう一つの要因もあるということで、個人の場合は要件がいろいろあるのでちょっと難しいかと思ひますけれども、営農困難の理由であれば猶予の継続できるということで話を受けました。

議 長

そうすると、集積とか中間管理事業を通せば今までどおり猶予を受けられる。だけど借り手は個人でもいいわけね、この農業委員会なりを通せば。

水谷主査

(挙手)

- 議 長 水谷主査。
水谷主査 その段階を通しての貸し借りであれば、中間管理事業と同様に個人で作っていただいて、実際に中間管理事業に預けているというような状況、それであれば可能です。
- 議 長 わかりました。
皆さん、何か質問ありませんか。（「病気だからっていうことってあんべ。病気だからって理由があっからだべ」の声あり）
病気も病気だけど、生死にかかわる病気にかかっていらしたもので、余計にお父さんが心配していたところです。中間管理機構を通してやるということで、今、本当はきょうの総会に中間管理機構を通して出すかと思ったんですけども、やっぱり借り手の方が認定農業者でなかったり、人・農地プランの受け手の中心経営体の中に入っていなかった方が1人いらしたもので、この1人の面積を除いて今回中間管理機構に出すかとも思いましたけれども、転換協力金の関係上、残った農地についてはもらえるかももらえないかというようなことへの不安があったもので、9月のマッチングまでだと大丈夫だと思いますので、そのもう1人の方に認定農業者になってもらって、この件を一括で中間管理機構に貸したいなと思ったものですから、そういう状況で、今回は特定の耕作料という形をとった中で耕作をしていただくことにしております。9月まではつきりさせたいということで。
- 議 長 事務局いいですか。
そのほか質問ございませんか。ありませんか。
- 全 委 員 なし。
- 議 長 ないので、議第6号 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について、証明相当とすることに異議ありませんか。
- 全 委 員 異議なし。
- 議 長 異議がないので、議第6号 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について、証明相当とすることに決定いたしました。
次に、議第7号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。
議案の内容について、事務局から説明をお願いします。
- 渡部主事 (挙手)
議 長 渡部主事。
渡部主事 議第7号 米沢農業振興地域整備計画の変更について。米沢農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により別紙のとおり変更するため、同法施行規則第3条の2の規定により平成30年1月23日付で米沢市長から意見を求められたので、委員会に付議

いたします。

具体的な内容は次のページとなっております。具体的な説明につきましては、農林課の職員が説明いたします。よろしく願いいたします。

議 長
農 林 課

では農林課、お願いします。

農林課の齋藤裕太と申します。私のほうから説明させていただきます。

資料の13ページのほうをごらんください。

今回の変更につきましては、全て農業地区域からの除外に伴う計画の変更となります。

初めに、No.1につきまして、〇〇の除外申請となります。地目は、台帳、現況ともに畑、除外面積は170.20㎡、農用地区域から白地への除外変更となります。除外目的は車庫兼物置、駐車場の設置、車庫の面積が57.96㎡、駐車場の面積が25㎡、要望者は〇〇〇〇さんです。要望者につきましては、都市計画区域無指定、農業関連事業の投資状況ですが、〇〇地区団体営ほ場整備事業が昭和42年度に完了しています。

No.1につきまして、説明は以上となります。

続きまして、2番につきまして、〇〇の除外申請となります。地目は台帳、現況ともに畑、除外面積は495㎡、農用地区域から白地への除外変更となります。除外目的は住宅の設置、住宅の1階の延べ床面積は127.31㎡、駐車場の面積が30㎡、要望者は〇〇〇〇さんです。要望地は都市計画区域の無指定、農業関連事業の投資状況ですが、〇〇地区団体営ほ場整備事業が昭和55年度に完了しています。

2番につきまして、説明は以上となります。

最後に、3番につきまして、〇〇の除外申請となります。地目は台帳、現況ともに畑、除外面積は273㎡、農用地区域から白地への除外変更となります。除外目的は住宅の設置、住宅の1階の延べ床面積は100.81㎡、要望者は〇〇〇〇さんです。要望地は都市計画区域の無指定、農業関連事業の投資状況はありません。

以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長
1 3 番
議 長
1 3 番

この件について、調査された委員は調査結果について説明をしてください。
(我彦正福委員 挙手)

我彦委員。

13番 我彦です。

No.1の要望者の〇〇〇〇さんのところに行ってきましたけれども、車庫兼物置と駐車場を設置するということで、その場所を見たんですけども、事前着工した様子はなかったので、問題ないと思われれます。以上です。

議 長

ご苦労さまです。じゃあ2番。

1 9 番
議 長

(田代昇一委員 挙手)

1 9 番。

1 9 番

1 9 番田代です。No. 2 についてご説明申し上げます。

2 月 2 日、申請者である〇〇〇〇さんと、現地とどういいういきさつかということをお話お聞きいたしました。現在、本人は自宅を離れてアパートに住んでいると、通勤型農業をやっておられると。家族もふえ、手狭になったので、また自宅付近に戻って、新築して、安心と安全に就農したいという意欲を持っておられました。本人におかれましては、農業認定を受けていると。そして米沢市農協青年部の副委員長もされていると。水稻は 9 ヘクタール、ミニハウスは 0. 3 ヘクタール、寒中キャベツもやっているということでもありますので、一生懸命これからも農業に励みたいと。そのためには新居を構えてこのたびの申請に相なったので、皆さんひとつよろしく願いますというのが本人から承ったこととあります。

以上、よろしく願います。

議 長

ご苦労さまです。No. 3。

1 1 番

(高橋秀治委員 挙手)

議 長

1 1 番。

1 1 番

1 1 番 高橋です。

No. 3 について説明します。

当初、この案件は 1 月の総会で提出予定でしたが、書類の不備で今月に上がってきました。そして、実はこの案件、違反転用がありまして、地図を見ていただくと、〇〇〇〇さんの自宅がありまして、その下に申請地があります。除外申請地という矢印の先のほうの斜線の右側部分なんです、庭石と山土が置いてあって、この下の道から通れるように通路兼駐車場として、申請時点では違反転用になっておりました。その旨を〇〇〇〇さんとお話しして、このままでは通らないので原状復帰してくださいということを 1 2 月 2 2 日に本人とお会いして話してきました。〇〇さんはかなり反省しておりまして、すぐに工事して、原状復帰するということで、この当時大雪で雪が降っておりまして、業者のほうも雪をかきながら、1 2 月 2 5 日にバックホー等を入れて原状復帰しております。現地確認のほうは、雪があつて、私、3 日後に行ったんですがわからなかったんですが、〇〇さんが写真撮っておりまして、重機の工事状況とともに戻った写真を撮っておりますので、私もその後現場を見たんですが、工事したところはもう雪がなくなって、ほかのところとは明らかに工事してあるという確認をして見てきました。

現時点では問題ないと思われまますので、よろしく願います。

- 議 長 　　ただいまの受理番号1号から3号までについて、意見並びに質問はありませんか。
- 全 委 員 　　なし。
- 議 長 　　ないので、議第7号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、異議ありませんか。
- 全 委 員 　　異議なし。
- 議 長 　　異議がないので、当該計画の変更に関し異議がなかったことを米沢市長に回答することに決定いたしました。
- 次に、その他、今後の農業政策に対する提言について、を議題といたします。
- 議案の内容について、事務局から説明をお願いします。
- 目崎補佐 　　(挙手)
- 議 長 　　目崎補佐。
- 目崎補佐 　　昨年12月に平成30年産米に係る米政策、そういった提言書をお出しいただきました。今現在、国などで実施しております農業政策につきまして、日ごろお考えのご意見があれば本日出していただきまして、昨年同様それを取りまとめまして米沢市や市議会のほうに提言したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。
- 議 長 　　ただいまの、今後の農業政策に対する提言について、意見がございませんか。
- 全 委 員 　　なし。
- 議 長 　　事務局、これ年度内に何か必ず出さんなんねということでも何かあるの。
- 目崎補佐 　　(挙手)
- 議 長 　　目崎補佐。
- 目崎補佐 　　年度内に必ずということではなくて、意見があればそれを集約していつて何かの機会を見て提言する、そういったことで行いたいと思います。
- 議 長 　　昨年までですと農地部会と農政部会という部会制をとっておったわけで、専門に農政部会でそういったことを問題化しながら提案なり意見書なりを出してきたわけでありますので、なかなか、急に言われてもなかなか難しい部分もありますので、農事相談なりブロック協議会等で話し合いをしながらでないとなかなか急に言われたからって難しいと思いますが、ありますか、皆さん、何か。
- 1 4 番 　　(高橋祐弘委員 挙手)
- 議 長 　　14番。
- 1 4 番 　　14番 高橋です。
- この件につきまして、第1ブロックといたしまして、この間話ししたわけ

でございます、ブロックとしては、こういった農政振興部会がなくなったということでもありますし、やっぱり農業政策に対する提言についてはすべきだということで、ブロックとしては話がまとまりました。その内容についてはまだそこまでは煮詰まっていなくても、すべきだということでブロックのほうではまとまったということでございます。

議長 農事相談のブロック、(「第1」の声あり)第1ブロックでは、今はそういうのはないけれども今後についてしていくべきだというような話が出たということでもあります。

ほかのブロックでは、農事相談区域ではどうですか。

7番、どうですか。

7番 高橋です。

第2ブロックでもこの件に関しては話は出たんですが、具体的中身までにはまだまとまりませんでした。ただ、こういう意見を出すということには前向きに考えなければならないということです。以上です。

議長 第2まで出たから第3もじゃあ、はい。

15番 第3のほうも同じだと思います。何らかの話をしていかなければならないということだと思います。

議長 皆さんのほうから何かありませんか。いいですか。

全委員 なし。

議長 では、農地等の利用の最適化の推進に関する意見については、農事相談なりブロック協議会の都度、何かあったら上げてもらって、次の総会で話し合うというようなことでやっていきたいと思いますが、よろしいですか、それで。

全委員 異議なし。

議長 では、以上で本日予定されました協議は全て……(「会長」の声あり)ありますか。(「もう一つ。農地等の利用の最適化の推進のほうの意見」の声あり)その前のは農業政策に対する提言だな。(「次のやつをお願いします」の声あり)

次に、「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見の提出について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局から説明をお願いします。

目崎補佐 (挙手)

議長 目崎補佐。

目崎補佐 先ほどの農業政策に対する提言と同じような議題といたしますか中身になるわけですが、新体制になってからの農業委員会法の改正によりまして、農業委員会は関係行政機関に対しまして、必要と認められたときは農地などの利

用の最適化の推進、ですから遊休農地の発生防止と解消、担い手の農地利用、集積集約化、新規参入の促進についてですが、これらの施策の改善などについて具体的意見を提出することが義務づけられております。これについても、先ほどの提言と同じで、きょうどうですかといってもすぐに出ることではないと思いますが、折に触れ何か気づいたことがあれば、農事相談なりブロック協議会のほうでご意見を頂戴して、それをまとめて行政のほうに提出したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 農業政策の提言と同じで、農事相談なりブロック協議会の折にいろいろ意見を出してもらって、次の総会で何か意見上げますが、よろしいですか、それで。

全委員 異議なし。

議長 じゃあいいですか。（「はい」の声あり）

以上で本日予定された協議は全て終了しました。これで第7回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後3時24分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成30年2月15日（木）

米沢市農業委員会

議長

議事録署名委員

議事録署名委員
